

守山市手話奉仕員養成講座【入門】 受講生募集

地域の聴覚障害者と、手話で日常会話を行うために必要な手話単語や表現技術を習得しましょう。令和4年度【入門】、令和5年度【基礎】の2年間でカリキュラム修了となります。

時・日 6月2日(木)～10月20日(木)の毎週木曜日
午後7時～9時(全20回。別途実地学習あり)

所 すこやかセンター

対 下記のすべてを満たす人

- ・市内在住、在勤、在学の高校生以上の人
- ・今までに同様の講座を受講したことがない人
- ・全課程を受講できる人

定 20人(定員を超えた場合は抽選)

費 3,300円(テキスト代。別途、実地学習などの費用負担あり)

申 4月27日(水)午後5時までに、申込用紙に記入のうえ、郵送、ファクスまたは直接下記へ提出。用紙は、下記窓口に設置または、市ホームページからダウンロード可。

問 〒524-0013 守山市下之郷三丁目2-5

障害福祉課

☎(582)1168 FAX(581)0203

温泉等優待割引事業で 健康づくり

県内の温泉などの指定施設を利用の際に「ゆカード」を提示すると、割引サービスなどが受けられます。入浴による効果と温泉の効能で、健康の保持増進と心身の保養を図りましょう。

「ゆカード」の配布場所

国保年金課、すこやかセンター、市民課、各地区会館、駅前総合案内所

対 国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者
他 「ゆカード」の有効期限はありません。滋賀県保険者協議会に加入する県内医療保険者の被保険者にも「ゆカード」が発行されます。詳しくは、所属の医療保険者へお問い合わせください。



問 国保年金課

☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

消費生活センター情報

No.48

くらしのたより

18歳から大人へ

民法が改正され、この4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

18歳になれば自分の責任でさまざまな契約を結ぶことができる一方で、未成年者取消権による保護の対象から外れることとなります。

若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、その重みや内容をよく理解せずに契約してしまうことがあります。そこにつけ込み、成年に達したばかりの若者を狙う悪質な事業者は少なくありません。改正に伴い、これまで以上に若者の消費者被害の拡大が心配されます。

訪問販売や電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフという特別な解除制度があります。また、エステティックや美容医療などもクーリング・オフに加え、中途解約制度が適用されます。ほかにも、法律で契約解除や取り消しができる場合があるので、困ったときは消費生活センターへご相談ください。

問 消費生活センター(生活支援相談課内)

☎(582)1146 FAX(582)1138

新・クルちゃんの No.108 つぶやき



GW中の環境センターへのごみの 持ち込みは、計画的にしてね。

ゴールデンウィーク中(土・日曜日を除く)の環境センターへの自己搬入は、大変混雑が予想されます。計画的に搬入してください。

申請について

- ・月に1回のみ乗用車・軽トラックで搬入する場合、事前申請は不要です。
- ・月に2回以上の搬入や、2tトラックでの搬入、事業所で発生したごみの場合は、搬入前に事前申請が必要です。

※月に5回以上の搬入、積載量計2t以上の搬入は、搬入日の10日前までに申請が必要です。

申請場所(平日のみ)

市民協働課(市役所内)、ごみ減量推進課(もりやまエコパーク交流拠点施設内)

問 ごみ減量推進課

☎・☎(584)4692

FAX(584)4818

ごみ分別
アプリ
配信中!



iOS版

Android版